

第7回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成20年4月18日(金)15:30~16:50
- 2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、出口委員、引頭専門委員、岡室専門委員、西郷専門委員、三輪専門委員
審議協力者(内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行)
調査実施者(山根サービス統計室長ほか3名)
事務局(犬伏統計審査官ほか2名)
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

5 議事概要

(舟岡部会長) 定刻になりましたので、只今から、第7回産業統計部会を開催します。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、有り難うございます。本日の議題は、前回に引き続き、「特定サービス産業実態調査の改正について」です。

始めに、前回部会において調査事項を一部追加することとされたことを踏まえ、調査票等の修正案を本日の部会資料として提示していただいておりますので、調査実施者から、それらの資料の説明をしていただき、そのご確認をお願いした後、答申案について審議をお願いしたいと考えております。本日が最後の部会であります。答申案を取りまとめる必要がございますので、よろしくご協力をお願い致します。

なお、本日は、川本専門委員、高田専門委員、橋本専門委員が所用のため、ご欠席です。

それでは、本日の配布資料の説明と併せて、4月4日に開催された前回部会の結果概要について、事務局から説明をお願い致します。

(犬伏統計審査官) それでは、まず資料の確認をお願い致します。議事次第の「4 配布資料」をご覧ください。資料1としまして、諮問第7号の答申案を配布しております。それから、資料2として、調査票の修正案が調査実施者から提示されております。資料3として、表章様式の修正案が提示されております。参考と致しまして、前回の部会の結果概要を提示しております。それから、席上配布資料と致しまして、一点目として表章レイアウトの修正案、2点目として前回の部会の議事録(案)、3点目として部会長報告メモの案を配布しております。

それでは、参考資料をご覧いただければと思います。前回、4月4日の第6回産業統計部会の結果概要につきまして、確認の意味合いで、ご説明させていただきます。前回は、論点メモに従いまして審議を行いました。その後、部会長と事務局で作成しました答申骨子案をご提示して、その内容についても若干の審議が行われたわけでございます。当日の主な議論についてご紹介させていただきます。

まず、「1 本調査の目的・役割」について、調査実施者から、前々回の部会で宿題になっておりました個別施策と調査事項との関係について説明があったものでございますが、出された意見と致しましては、コンテンツ産業においては、現行の調査事項だけでは不十分であり、その産業構造の特性を正確に把握する必要があるという意見がございました。

これについては、大規模事業者と小規模事業者において調査事項の精粗に差異を設けた調査票の設計を行うこと、また、大規模事業者については全数とする一方、中小規模事業者については標本調査化等を図ることについて、調査実施者において今後検討することとしておりまして、これらに係る検討と関連する問題であるということで整理されています。

これまでの部会での議論を踏まえまして、本調査の目的・役割については、次のとおり整理されています。1点目は、本調査は経済産業省所管の特定業種を対象にして、その業種特性を明らかにすることを目的とするものであるということ。2点目として、サービス産業分野の統計が未整備である中におきまして、サービス産業は改廃が激しく、その活動内容も目まぐるしく変化していることから、より短い周期でより多くの産業分野を捉えた統計の整備が求められるということで、本調査はその一翼を担う役割も有するという。3点目として、本調査結果については、有用な情報を提供しているわけですが、調査事項につきましては、まだ不十分な面もあるため、今後、本調査の有用性をより高めるよう、引き続き検討することが必要であるということ。4点目としまして、本調査の役割につきましては、平成23年の経済センサスによる詳細な母集団情報の整備結果等を踏まえて検討されるべきものであり、現時点では経済センサス以降の本調査の役割まで検討することは困難ではないかという整理がされています。

「3 調査事項」ですが、無形固定資産につきましては、補足情報として、別途、出願件数や取得件数に係る情報を把握することを検討すべきだという意見がございました。これに対しまして、調査実施者からは、今回は当初の計画案どおり、無形固定資産の取得額に係る項目の追加のみにとどめたいという説明がございました。一方、知的財産権につきましては、出願人ベースのデータが存在し、出願人の名称と企業名について何らかの方法で名寄せを行うことができれば、報告者負担の問題も生じることなく分析が可能となるため、将来的には当該情報の利用の可能性について検討

すべきではないかという意見がございました。

ですが、出版業について、カテゴリーごとに総発行部数及び印税額、更に、国外への外注費について上位3か国の相手先の国名やその比率について把握すべきではないかという意見がございました。調査実施者からは、業界団体等へ再度ヒアリングを実施した結果としまして、出版業における総発行部数及び印税額については、今回追加を行う方向で検討したいが、国外への外注費の国別内訳等については、当初計画案どおりのままにしたいという説明がございました。

ですが、新規追加業種のうち、特に、デザイン業、機械設計業、広告業につきましては、業務の外注が大きな意味を有するわけですが、当該部分の把握が不十分であり、どのような業務をどの程度、どこに外注しているのかという情報を把握することについて、今後検討すべきであるという意見がございました。

ですが、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票」における年間売上高の契約先産業別割合に係る事項につきまして、ポストプロダクション業のほとんどの契約先は広告コンテンツや映画関係となりますことから、サービス業の内訳として、これらの区分を設定すべきではないかという意見がございました。これに対しまして、調査実施者からは、産業区分の内訳を設けることにつきましては、報告者負担を考慮しつつ、今後検討していくこととしたいという説明がございました。

このような審議を踏まえまして、調査事項につきましては、1点目としては、前回部会で了承されたリース会計基準の見直しに伴う物品賃貸業関係の4種類の調査票において所要の項目を追加すること、2点目として、日本標準産業分類の改定に伴います「デザイン・機械設計業調査票」及び「広告代理業、その他の広告業調査票」の名称の変更、3点目として、「出版業調査票」におきます総発行部数及び印税額に係る項目の追加を行うことが必要であると整理されました。

また、今後の課題としましては、知的財産権の取得件数等の把握、「デザイン・機械設計業調査票」、「広告代理業、その他の広告業調査票」における外注の詳細な実態の把握、それから、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の把握などにつきましては、その把握の可能性を踏まえまして、更に検討することとされたわけでございます。

「4 調査方法」でございまして、としまして、サービス業に関しては、都道府県別表章を前提とした場合に、標本調査化してもそれほどサンプルサイズが小さくならないのではないかという意見がございました。一方で、規模の大きなところを正確に捉えることに主眼を置いて、規模の小さいところは標本抽出としても有用な情報提供が可能であり、更に、規模によっ

て調査内容に精粗を付けるということを考えれば、標本調査の方が適当なのではないかという意見がございました。

としては、新規追加業種について郵送調査を導入することとしているけれども、郵送調査でどのくらいの回収率が期待できるのか疑問であるとの意見がございました。

では、民間事業者の活用につきましては、PDCAのシステムが的確に働くように十分留意すべきであるし、また、入札に際しては、事業者の適正な評価項目の設定についても留意して、きちんとした民間事業者を選定する必要があるのではないかという意見がございました。

としまして、新規追加業種については、新しい産業であり、郵送調査の導入については初めての試みでもありますので、こまめに民間事業者へのモニタリングを実施するとともに、国と民間事業者が協力しつつ、回収率の確保に努めることが重要であるという意見がございました。

として、特定の断片的な業種のみを対象とする本調査において、都道府県別表章を行うことにどれだけの意味があるのか、本調査結果から構造的な実態を明らかにすることは無理があり、この情報を何に活用可能なのか疑問である。また、本調査の調査対象業種の中には企業単位で調査する業種もありまして、これらの業種においては都道府県別表章はほとんど意味を持たない。従って、ブロック単位ぐらいで十分ではないかという意見がございました。一方、地方公共団体側からは、地方のリソースを使って調査結果が出ることを勘案すれば、引き続き、都道府県別表章を行って貰いたいという要望がございました。

以上のような意見を踏まえて、調査方法につきましては、一つ目として、地方の経済産業局における企業への事前協力依頼の実施等の方策を講ずることによりまして、既存の調査対象業種と同程度の調査精度を維持できるように万全を期すこと、二つ目として、民間事業者の活用について、審査時におけるエラーは経済産業省が直接対応すること、3点目として、適切な入札資格・評価基準に則って、民間事業者への委託を的確に行うことを前提として了承することと整理されました。それから、標本調査化の導入につきましては、次回調査に向けて、引き続き、検討するというところで了承されたところでございます。

「5 集計事項」につきましては、調査実施者から修正案が提示されて了承されたところでございます。ただし、これまでの議論で指摘されました欠測値の補正方法については、次回調査に向けて検討することが必要ということでも了承されました。

答申骨子案につきましては、その構成についてご了解をいただいたところですが、盛り込むべき内容については、前回部会での審議結果等も踏まえて作成した答申案について、今回の部会で審議するというところで整理さ

れたところでございます。以上でございます。

(舟岡部会長) どうも有り難うございます。それでは、只今のご説明にありました結果概要はよろしいでしょうか。それでは、審議に入ります。

答申案の審議に入ります前に、只今の事務局からの結果概要の説明にもございましたとおり、前回部会において調査事項の一部追加を行うこととされました。具体的には、「出版業調査票」において書籍及び雑誌の種類別の発行部数及び営業費用の内訳として印税・原稿料に係る事項を追加することが必要とされた関係で、調査票など関連資料の修正案が提示されております。調査実施者から、それらの資料について説明をお願いします。

(山根室長) それでは、ご説明申し上げます。資料2でございますけれども、「出版業調査票」をご覧いただきたいと思っております。前回ご審議いただきました中で、出版業調査票ということで、1点は、「4年間売上高」の項目でございますが、「書籍新刊発行点数」の下に「書籍新刊発行部数」という項目を新たに追加させていただきました。次に、「雑誌発行銘柄数及び発行部数」ということで、「雑誌発行銘柄数」の下に「雑誌発行部数」を追加させていただきました。

それから、「6年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額」の中で、の三つ目に「印税・原稿料」という項目を追加させていただいております。調査票修正案については、以上でございます。

続きまして、項目の追加によりまして集計事項が少し変更になります。資料3でございますが、集計事項一覧ということで一枚紙を付けさせていただいておりますが、一覧では印税・原稿料が出てきておりませんが、表で申し上げますと、第12表、第13表及び第14表について、それぞれ発行部数等が追加になってございますが、具体的には、席上配布資料のA4の横長のものをご覧いただきたいと思っております。一枚目は、今、ご説明申し上げたものと同じでございますけれども、具体的には、第12表、第13表、第14表ということで、資料の後ろから4枚目をご覧いただければと思っております。それぞれ今回新たに付け加えた事項につきまして、赤字で追加させていただいております。後ろから4枚目につきましては「印税・原稿料」を、一枚お捲りいただきまして発行部数の関係でございますけれども、それぞれ「発行部数」、第14表についても同様ということで、赤字で修正させていただきました追加事項について、それぞれこのような形式で集計をさせていただければということでございます。以上でございます。

(舟岡部会長) どうも有り難うございました。只今、調査票等の修正案の説明がありましたが、修正案につきまして、何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にご異論ないようですので、調査票等の修正案についてご了解いただいたものと致します。

それでは、答申案の審議に入ります。部会の冒頭でもお願い致しました

が、本日の部会で取りまとめる必要がありますので、よろしくご協力をお願いします。事務局から答申案の朗読をお願いします。

(事務局) 答申案の朗読

(舟岡部会長) どうも有り難うございました。これからの審議の進め方としては、項目ごとに順に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

まず、最初の「(1)適否」は「計画を承認して差し支えない」ということでよろしいかと思いますが、次の「(2)理由等」の「ア 本調査の目的・役割」について、ご意見ございますでしょうか。この部会では、目的・役割にかなり多くの時間を割いて審議してきました。いかがですか。文章表現等も含めて、第1パラグラフについて何かご意見ありますか。

第2パラグラフはどうでしょうか。ここは経緯を淡々と記してありますので、特段の問題はないかと思えます。

第3パラグラフはどうでしょうか。よろしいですか。

第4パラグラフはいかがでしょう。

第5パラグラフはいかがですか。これも当面、経済センサスの実施までの検討にしておくということでご了解いただけたかと思えますが、「ア 本調査の目的・役割」については、よろしいですか。

(出口委員) 第4パラグラフですが、ここに書くべきことかどうかは分からないのですが、最終的に構造特性を見るためには、それをどう二次加工するかに関する事柄というのも、こういう特定サービス産業については、連関表を従来のやり方ではうまく作れないので、業種間の関連みたいなものを二次加工も含めて検討していくというのは、ここに書くべきことかどうか分からないんですけども、非常に重要な項目だと考えていますので、一応念のために。

(舟岡部会長) それでは、そのようなご意見があったということで、統計委員会で報告させていただきます。他にいかがでしょうか。またご意見がありましたら、後程戻っていただくことと致します。

次の「イ 調査対象業種」についていかがでしょうか。最初のパラグラフは11業種に加えて10業種を新たに追加する計画で、これまで対事業所サービス業を中心に業種の拡充を図ってきましたが、今回もその延長線上にあって、これで対事業所サービス業についての業種の拡大は一段落ということになります。来年度から対家計サービス業を中心に業種の拡大を検討したいということです。

更に、第3パラグラフのところで四つの業種、コンテンツ産業、ビジネス支援産業に係る業種については、企業単位で調査するのは事業所単位では必要な調査事項が調査できないという理由によっているとしています。いかがでしょうか。

(出口委員) これも既に何回か議論されたことだと思うんですが、事業所

が意味を成さないというのは、サービス業の場合は主業・副業の問題も含めて今後検討する必要があるという指摘があったということ、どこかに盛り込んで欲しいと思います。

(舟岡部会長) 以前は業界団体名簿を基に、アクティビティで調査していたのですが、加入している企業がどんどん減ってきたことなどもありまして、主業ベースとしての事業所・企業統計調査の名簿に切り替えた経緯があります。今度、平成 23 年の経済センサスが行われますと、副業としてのアクティビティを捉えることが大分類ベースでは可能になります。大分類ベースでこの調査票が配り分けできるかというところが難しく、一層の工夫が必要だと思いますし、「ア 本調査の目的・役割」のところに書いてありますけれども、この部会での審議は平成 23 年の経済センサスマで視野に入れて検討するということですので、それ以降についてまで意見を言うほど検討していない。

(出口委員) 検討していないのは確かですが、平成 23 年の経済センサスとは別な意味で、統計委員会の方でも大分議論があったかと思うんですけれども、企業、特にサービス系は事業所単位ではなくて、しかも、小さい副業と大きい主業という形でもないの、ある種の按分も必要だし、Google なんかどんどん構造が変わってきてしまうということもあるので、そういう調査法も考えなければならぬということがあると思います。ここの範囲でなければ結構ですけれども、そういう問題はサービス業関係についてはあります。

(舟岡部会長) 今日は時間がありそうなので検討するとして、何かアイデアはありますか。なかなか思い当たりません。本調査は小分類ベースで調査票を異にしています。小分類で副業について、そもそも取れるのだろうか疑問です。例えば、大きな企業の事業所では、小分類ベースですと、多岐に亘って多角化していることが一般的ですね。

(出口委員) 売上の大きなものから。

(舟岡部会長) 大きな規模の企業だと、多岐に亘る副業でも規模が大きい。他方、小さな規模の企業の副業は、それこそ取るに足らないような生産の水準である。これを一緒に扱うということになると、色々な問題があるということと、大きな規模の企業の副業をくまなく取れるかということ、取れるだけの基礎となる情報がない。これはどうしたら良いのでしょうか。

(出口委員) 今そういう技術があるわけではないのですけれども、ある種の仮想按分ができるような調査法について、R & Dも含めてそういうことをやって行かないと、二次加工がベースになりますが、仮想按分してアクティビティ・ベースで企業を分割して再集計するような手法を作らないと、今後の変動が激しいサービス産業については絶対無理なのですけれども、論理的には可能なんです、調査できるかどうかの問題はありますので、

これは勿論すぐこのレベルでやることではないんですが、そういう試行的なことをやって行かないと、多分、その種の問題は対応できないと思います。この趣旨からちょっと外れるかもしれませんが。

(舟岡部会長) 経済センサスを何度も何度も回数を重ねて行って、当初の調査では副業は大分類レベルで取るけれども、その情報を基にして、次回は中分類で捉えるとか、中分類についてかなり確度が高くなったときに小分類レベルで取るとか、そのような検討を少し時間をかけて進めるより他ないのかなと思います。基礎となる大分類ベースで、どんな業種に展開しているのかということまで含めて、現在まだ情報がありませんので、情報がない状態で細かいレベルまでどのように事業展開しているかの把握は、調査の実際の技術上なかなか難しいところがあるかなと判断しています。何かご意見ありますか。

(美添委員) 出口委員の指摘されていることも重要で、昔から色々な人が指摘を繰り返している問題だと思います。私も大事だと言ってきたのですが、情報を集めるという視点からすると、こういう細かい調査票を配り分ける調査で行うことは、私はあまり現実的ではないと思います。それぞれの企業ないし事業所でどのようなアクティビティが行われているのかは、包括的な調査で行うべきであって、経済センサスあるいは工業統計、商業統計のようなものであれば、極端な負担の増加なしに実現できます。特定サービス産業実態調査に関しては、カバーする産業の範囲が狭いので、目的は分かりますが、調査の実現可能性ということから考えると、ここから始めるべきものではなくて、もっと大きく網を掛けたところから実現する努力をするのが現実的ではないかと思います。基本的な考え方は出口委員と全く同じだと思いますが、技術的な面から考えて、ここが適当な場ではないと思います。

(出口委員) おっしゃることはよく分かります。それに関して、特に異議はないのですが、なぜサービス産業でそれを言ったかということ、サービスの生産性の問題、サービス業におけるインハウスと外注の問題、Googleのような変動の激しいIT系のサービス企業の存在を考えると、モノ系の企業よりもちょっと補足しにくい点があって、原則、従業員の仕事に関する時間按分さえ取れると、それなりにデータは取れそうな気がするんです。勿論、調査票のレベルでそれができるのか、あと10年ぐらいの単位で様々な電子データが企業内で処理できるようになったときにスキヤリングを掛けられるようになるのか、そこは分からないんですが、今からその種の問題に関しては十分な検討をしておいた方が、政策性の問題を考えようとする、どうしてもそういう形でデータを取って行かないと、やりようがない感じが非常にするので、特にサービス産業では気になったという趣旨です。

(舟岡部会長) よろしいでしょうか。他に「イ 調査対象業種」について、ご意見ございますか。何かまたありましたら、後程ご指摘下さい。

それでは、続きまして「ウ 調査票及び調査事項」。第1パラグラフは、電気と機械の修理業については、一つの調査票で調査され、それ以外は別の調査票ですから、追加10業種は9種類の調査票で行われる。調査は大変そうで、客体にも負担がその分少し掛かるかもしれませんが、それは調査の目的からして必要なことですので、妥当であるとしております。第2パラグラフは、産業分類の改定に伴うものです。

調査事項については前回答申で課題とされていたことを受けての対応です。第4パラグラフは、リース取引に関する会計基準の改正に伴うもので、この修正によりまして、長らくの懸案であったオペレーティング・リースとファイナンス・リースの二つを区分して捉えることが可能になった。最後のパラグラフは、出口委員の要望に調査実施者が応えたものです。

「ウ 調査票及び調査事項」について、何かご意見ございますか。ございませんか。それでは、これも後程何かご意見がありましたら、また戻ってご意見をいただきたいと思っております。

次に「エ 調査方法」について、最初のパラグラフは、既存の業種は従来から一部の企業について本社等一括調査を経済産業省直轄で調査していましたが、それ以外については都道府県経由の調査員調査で行っていて、これは今後も継続する。しかし、追加の10業種については経済産業省直轄の郵送調査で実施する。また、直轄調査の分については、民間事業者に委託して行う。これについては、調査員の確保と実査に関わる都道府県職員の数が増らされているということで、調査員調査を追加することはなかなか困難だということをやむを得ない。「やむを得ない」という表現に、できれば調査員調査が望ましいという意図が含まれております。民間事業者に委託する時には、今までの業種と同じような精度が確保できるような措置を講じて貰い、なおかつ、正確性と信頼性の確保等に努めてもらうということですので、妥当と判断しております。「エ 調査方法」について、何かございますでしょうか。

(美添委員) 一番最後の段落で、民間事業者に業務委託することについては「妥当である」となっているのですが、私は「おおむね妥当」という程度ではないかと思っております。上の段落で従来と同じ程度の回収率の確保について万全を期すと言っています。従来は調査員調査であり、今度は郵送ですから大変な努力が必要なものであり、それに関して万全を期すことが必要であると言っているのに比べて、業務委託そのものは妥当であるというのはバランスを欠くのではないかと。個別情報の保護について、民間事業者と国が実施する調査では罰則規定などが違うわけで、ここは「個別情報の保護について、万全を期すことが必要である」というような文言を

入れて欲しいと思うのですが、いかがでしょうか。

(舟岡部会長) 「おおむね妥当である」として。

(美添委員) 上の段落と同じように「しかしながら」と。

(舟岡部会長) 「しかしながら」を入れるわけですね。回収した調査票は、民間事業者が一旦検査するのですか。検査して、未記入とか不備な点を除けば、すべて経済産業省に上がって、経済産業省が審査して、例えば、論理的な誤りとか、明らかに誤記入であると思われるようなものについては、改めて経済産業省から照会等を掛ける。そうすると、美添委員のご指摘は、検査段階で個別の調査票に民間事業者が接触することになる。従って、守秘義務等はあるものの、こういう企業の機密的な調査内容についてまで触れさせるということになり、別の利用の可能性ということは考えられないにしても、そのことに対して客体が不安を持ち、不信を持つと、将来的にこの調査が望ましい方向で実施できないということもあるので、そこについて何らかの万全な措置が必要だというご指摘ですね。

(美添委員) そのとおりですが、この調査は従来から指定統計調査として重要な調査だと思います。この調査についてのだけの答申で、狭い意味で見れば良いと思うんですが、これが例となって、他の指定統計調査でも同じような業務委託をすると、モニタリングを各省がどこまでできるかはかなり不安があります。経済産業省に関しては、個人的には従来から信頼していますけれども、今後、各省で同じようなことをやるときに、モニタリングのために必要な統計職員の数が減ってきていますから、「妥当である」という結論は非常に心配になります。一般的な指定統計の基準としては、やはり、「個別情報の保護について万全を期すことが必要である」と入れていただきたいと思います。

(舟岡部会長) 今ここで直ちに文案を考える能力はありませんので、調査実施者と事務局とも相談させていただきながら、「しかしながら」以下、追加して文案を考えたいと思いますが、私に御一任いただくということによるのでしょうか。「おおむね妥当である。しかしながら」という形にすることについて、よろしいでしょうか。それでは、「しかしながら」以下は後程時間をかけて検討して、また皆様にメール等でお示ししたいと思います。他に何かございますでしょうか。

それでは、「オ 集計事項」については、いかがでしょうか。これは特段ご意見はありませんね。

それでは、アからオまで、エは先程の美添委員のご指摘を踏まえて修文しますが、全体を通して何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、「2 今後の課題」の(1)はいかがでしょうか。これは地域別表章の在り方を含めて、標本調査の導入について検討する必要があると

ということです。よろしいですか。

(2)は、回収率の変動に伴って、母集団を復元する方法を検討する必要があるということについて、いかがでしょうか。これによって、特に名簿が整備された後には、特定サービス産業実態調査を年次の動態統計としても結果利用できるということで、大変重要な検討になるのかなと理解しております。いかがでしょうか。

(西郷専門委員) 修文を要求するものではありませんが、確認ですけれども、回収率は例えば8割であれば8割という形で、その水準はきちんと維持する。それでも仕様がな部分に関して、欠測値の処理とかそういうものが施されるという理解でよろしいですね。欠測値の処理があるから、回収率が下がっても良いというものではないということだけ確認させていただければ結構です。

(舟岡部会長) 先程の「工 調査方法」のところで、「十分な回収率の確保を図るよう」と、ここの部会でも調査実施者から、既存の業種と同程度の回収率を維持したいという説明がありました。回収率は維持されるのだろうと思います。ここでの趣旨というのは、回収できた標本について誤記入とか不十分な記入などがあって、照会しても十分に調査事項が埋まらない場合に、何らかのインピュテーションで欠測値補充を行うということと、回収率は変動しますから、母集団復元をいつも行うようにした方が良いのではないかという、その二つが含まれているかと思います。どちらも重要かなと思いますけれども。

(西郷専門委員) 私は回収率に関しては、部会長よりもかなり悲観的な見方をしているので、あまり安直に考えられるといけないかなと思って確認させていただいたということだけです。

(舟岡部会長) 私も、郵送調査にして、なおかつ、その部分を民間に委託するということで、調査実施者が予想している程、高い回収率を実現できないのではないかということは危惧しておりますが、そこに合わせる形で(1)が効いてくるのだろうと思います。もし標本調査が導入できるということになりますと、全体の調査員調査の客体数を変えない形で、すべての業種に調査員調査ができるようになり得るだろう。これは実際に標本誤差等の色々な計算を踏まえる必要があると思いますが、(1)と(2)を合わせて関わりを持つのかなと思います。

(美添委員) 部会長の説明とほぼ同じことですが、従来、経済産業省の主要な統計調査は、西郷専門委員もよくご存じのとおり、回収された調査票についての集計しかしていなかった。そうすると、時系列的に比較するときは、回収率が変動する場合には比較が難しくなっている。これは作成者側も十分認識して、注意が必要であると注記しているわけです。

今回の改正によって、従来のように3年周期ではなくて、すべての業種が

毎年となりますので、時間的な比較は、従来よりも更に重要な意味を持ってくるわけです。そのときに、標本調査を実施しないとしても、非回収部分に対して何らかの措置をしないと、時間的な比較が難しくなる。そのための検討は省内でなさっていた筈です。それと、今後、標本調査を併せて検討するとき、両者は似たような手法が要求される部分があるので、まとめて検討するというのが適切ではないかと思えます。

(舟岡部会長) よろしいですか。それでは、(3)に移ります。現在、各業種について一枚の調査票で実施していますが、事業所の規模で、大規模と中小規模以下については、調査すべき事項は当然違ってしかるべきであって、中小規模の事業者についてはざっくりと聞くようにして、客体の負担を軽くし、回収率の向上に繋げる。他方、大きな規模の事業所については、業種の特徴がより良く分かるように、更に詳細に調査することにして、業種の特徴を十分に吟味した上で調査事項を定める。同じ業種であっても、規模によって調査事項で精粗を付けることが適切かどうかについて検討していただきたいという内容です。何かございますか。

(三輪専門委員) 特に反対するわけではないのですけれども、「事業内容が相違していることを考慮し」というところが必要かという、つまり、これを書いていると、違うか違わないかを議論して、その上で、その後の作業をしると言っているように見えるのですが。

(舟岡部会長) 枕詞です。

(三輪専門委員) だから、あるとどういう意味ですかと考えてしまって、要するに、大きいところと小さいところでは聞きたい方のウェイトも違うでしょうというのが率直なところだと思うのですけれども、こう書いてあると、実質的に同じように膨らませただけかどうかを判断して議論しろというように見えかねないので、「事業内容が相違していることを考慮し」ということに特別な意味があるんですかという素朴な疑問が湧いてしまうのではないのでしょうかということだけの話です。

(美添委員) 素朴な答えとしては、「把握すべき事業内容が相違していることを考慮し」という意味で、私は自然に読んでいましたけれども。

(舟岡部会長) そうですね。

(三輪専門委員) そうですかね。

(美添委員) 一つだけ付け加えても良いですか。工業統計でも甲表と乙表と配り分けをする。片方は記入者負担が大きい。事業所によっては記入者負担の大きいところから意図的に小さいところに移るように、不正確な報告があり得るということです。これは私も昔から、いくつかの機会では言っているのですけれども、甲表、乙表を分けるのは名簿情報で分けるのであって、現実で分けるのではないという整理をすべきです。そうすると、調査を忌避することによる誤差は減るし、事後的な推計手法はいくらでもあります。

先程の標本調査と欠測値の補正、階層の移動などを合わせた集計方法などがある、それは大きな改善の余地があると思うんです。省内で今まで検討会を開いてきたということ伺っていますので、今後もそういう成果を活用することが大きな意味を持つと思います。

(舟岡部会長) 経済センサスが行われた後、各種の統計調査結果で母集団抽出の情報となるようなものについては利用できるようにするということになり、今、美添委員がおっしゃいましたように、フレームの中での仕分けが可能になります。ただし、フレームの中の仕分けの仕組みを客体が分かると、例えば、5人で裾切りにしたとき、今回は詳細な調査票に記入しなければいけないけれども、ここで従業者数を3人と記入しておく、次回以降は簡易調査が来ると考える。そこまで客体は状況をよく分かっていないと思うのですが、そこまで分かったら仕方ないということでしょうか。

先程、三輪専門委員から意見がありましたが、小さな規模の事業所や企業では複数のアクティビティを行っていることはあまりありません。従って、アクティビティごとに調査することは、ほとんど意味がないし、それを捉えても、全体への影響は少ない。大きな規模の事業所では単一のアクティビティだけを行うよりも、様々なアクティビティを事業内容として抱えている。当然、調査票の設計は事業所の規模によって違えた方が、本当に必要な情報を的確に把握できるのではないかと。美添委員のご指摘のように、「把握すべき」という言葉を入れて「把握すべき事業内容が」とすることでいかがでしょうか。よろしいですか。三輪専門委員の意見のように、「今後、事業者の規模に応じ、調査事項に精粗の差異を設けた調査票の設計について検討する必要がある。」とすると、ちょっと紋切り調で、文章として収まりが悪いかなと思います。そういうものとしてご理解下さい。

それでは、(4)については、いかがでしょうか。これは業種ごとの特性を明らかにするために、それぞれの業種に固有の調査事項を設定することについて、その可能性も含めて検討する必要があるとの趣旨です。出口委員、いかがですか。

(出口委員) 議論の中で、業務データの利用という話が出てきたと思うので、明確に、「業務データの利用の可能性も含め」と入れられるのであれば、入れていただきたいと思います。

(舟岡部会長) それは、部会長報告メモの中に入れておこうと思います。答申に入れるのは、調査実施者にとって、守備範囲をかなり超えているだろうと思います。

(出口委員) 今後の課題であってもですか。

(舟岡部会長) 今後の課題として記述する内容は、私の考え方では、次に審議する機会までには責任を持って検討していただくことを前提としてい

ます。責任を持って、それだけ大きなことを調査実施者だけで行うことは無理と判断されることを今後の課題に書き込むのは酷だし、なかなか了解は得られないだろうと思います。よろしいですか。今後の課題について、他に何かございますか。

(出口委員) やはり前の議論で、コンテンツのところで、例えば、従業員のキャリアなどについては、内部の別の統計と突き合わせてできるという話があったのですけれども、それも併せて表章するというようなこと、あるいは加工統計を作るといふ、これは今後の課題の範囲に十分入ると思うので、それも含めて表章されると、大分、データが大きくなります。

(舟岡部会長) それも特定サービス産業実態調査の守備範囲を超えていて、現在、統計委員会で検討していますビジネス・レジスターの構築に向けた中での検討になると思います。

(出口委員) レジスターというよりは、指定統計には加工統計が入るといふ形になりますので、むしろ省庁内部のデータを統合した加工統計として、一部分のサンプリングできちんと突き合うものに関しては、まとめた表章やサービス産業加工統計みたいなものを利用可能なデータとして作るという整理の仕方もあると思うんです。趣旨は分かりますけれども、今後の課題ではなく、ただ、部会長報告メモの範囲では何らかの形で、その問題は議論に出たことなので整理しておいて貰えると嬉しいのですが。

(舟岡部会長) 出口委員は、日本標準職業分類をご覧になったことはありますか。あそこに掲げられた職種で、特定サービス産業実態調査と他の労働統計を事業所単位でリンケージして、有効にその活動実態について仕事を通して明らかにできるかということ、できないということなんです。

(出口委員) 今、指摘した問題に関しては、この調査票になぜ従業員のキャリアの事項がないのかということを経済産業省の方に伺ったときに、それに関しては別途調査があって、ただ、それは悉皆調査ではなくてサンプリング調査だけれども、省内の中で、それはレジスター的にマッチングは取れているという話を伺ったので、それを前提に置いた発言だったわけです。同じような問題は、多分、色々あり得ると思うのですが。

(舟岡部会長) 省内でありますか。

(山根室長) 出口委員とお話をさせていただいたときに、今のご指摘のようなお話をいただきまして、この特定サービス産業実態調査の中で、例えば、従業員のキャリアパスといったものにつきましては、なかなか記入者負担あるいは職業分類みたいな形で記入していただくのも大変だということも一方であるものですから、既存のもので、もし使えとすれば、他省の賃金構造基本統計調査で、平成 18 年調査から、私どもの方も事業所・企業統計調査名簿を母集団として活用するという形になりましたので、片やサンプル調査ということであっても、データとしてはマッチングしやすく

なってきたということがあるものですから、そういう意味であれば、両者のデータを使っていただいて、二次加工的にマッチングしてご利用いただく方法はございますというご説明はさせていただいたかと思えます。

(舟岡部会長) 自省ではなくて、他省ですね。

(山根室長) はい、そうでございます。

(出口委員) すみません。間違えました。それは統計委員会的にはOKなテーマでもあるし。

(舟岡部会長) それを実効性を持つためには、多分、日本標準職業分類の大幅な改定と賃金構造基本統計調査の見直しが必要です。それなしに実施すると言って、やってみたら、実はそこから何も有益な情報がないということになりますと、無駄な作業をやったことになりかねません。リンケージを今後進めることについて、今の段階では、まだ機が熟していないと私は判断しています。賃金構造基本統計調査と日本標準職業分類の見直しが一つの前提になるかなと思えますし、もっと将来的なことを言いますと、職種別の活動状況が広範囲な経済統計に幅広く取り込まれるようにして行くべきだろうと思っています。これはかなり先の話ですが。

(出口委員) 実際にそれがどうなっているか、私には今検討する術はないので、多分おっしゃるとおりだとは思いますが、職業分類の問題があると同時に、複数の省内あるいは省を超えたデータをマッチングして、表章あるいは加工統計を作るといった問題はやはり避けて通れない筈なので、どこかで触れておいて欲しいと思います。統計委員会の中でも出てきた問題なので、そのときに舟岡部会長のご指摘のような実施上の問題として、システム上の問題と同じく職業分類上の問題があるという問題の整理は、そういうところで出てくればと思います。実際問題として、サービス関係では、その種のキャリアパス系の項目は、非常に重要な産業政策上の項目になると思います。これ以外のところでも、こういう問題は多々あると思いますので。

(舟岡部会長) それでは、統計委員会に部会長から意見報告しておくということによろしいですか。書き込むほど軽くはないと思います。これは単に特定サービス産業実態調査の問題だけではなくて、あらゆる経済統計全体に関わることで、特定サービス産業実態調査の審議だけで、そこまで広げて指摘するのは難しいと思います。

(出口委員) ここで出たことが、全体の問題があるから書かれないという構造になると、なかなか前へ進めないで、ここで出たことを突破するためには全体を突破しなければならないというのは勿論確かなのですけれども、外様から来た身として、やはりデータは欲しいというか、多分、そういう加工の仕方をシステム化して欲しいというリクエストは結構あると思うので、是非、ちょっとでも前に進むような形で何か。

(舟岡部会長) おっしゃる趣旨はごもっともです。他に何かございますか。

(岡室専門委員) 細かい点ですけれども、「2 今後の課題」の(4)で外注の話がありまして、大体、これでよろしいかと思いますが、ここで「外注業務の内容」とありますが、今後の話で早く進めるべき点は、何を外注するかも勿論重要ですが、どういうところに、どの程度かを把握すべきということを前回申し上げましたが、ここで外注業務の内容と書きますと、例えば、既に現在の調査票でも、こういった業務に派遣社員を使っているかということもありますから、それである程度把握されたという理解が今後できないとも限らないので、ここはむしろ外注業務の内容というよりは、単純にどういう業務を外注しているかということだけではなくて、もう少し幅広く捉えるように書き直すべきではないかと思えます。

(舟岡部会長) そうすると、例えば、「外注業務の詳細」という表現で、どうでしょうか。あるいは、「の内容」を取ってしまう。これから検討することですので、ここに記されているから、確実に実現するというものではありません。検討する中で、別の事項も更に付け加えて調査事項として盛り込むのが適当という判断も出てくるかもしれません。

(岡室専門委員) 分かりました。それでは、単純に「外注業務の内容等」としていただけますか。

(舟岡部会長) 「外注業務の内容等」と「等」を加えることとします。他に何かございませんか。

それでは、3ページ目の「エ 調査方法」の最後のパラグラフのところで、「妥当である」を「おおむね妥当である。しかしながら」ということで、守秘義務等万全な措置を講ずる必要があるということを文章表現して、これについては部会長に一任させて下さい。

それから、「2 今後の課題」の(3)は「従業者数や売上高等の規模により把握すべき事業内容が相違していることを考慮し」と「把握すべき」を入れる。

(4)は「業務の内容」に「等」を入れるという修正を行う。

以上の修正で答申案についてご了承いただけますでしょうか。それでは、所要の修正を施した形で、答申案についてはお認めいただいたと致します。

この答申案には盛り込みませんが、いくつか部会で出された意見につきまして、私から部会長報告として統計委員会に報告する点を2点掲げてあります。本日の席上配布資料ですが、「特定サービス産業実態調査の改正計画の審議に際して出された意見について(案)」として、二つあります。1番目が「行政記録の活用について」で、行政記録と言いましても、何でもかんでもということではなく、産業財産権の出願人データを特許庁が保有して、これを公開しています。その公開された情報を、今度、経済センサスの企業情報と突き合わせることによって、産業財産権の四つ、特許権、

実用新案権、商標権、意匠権については出願と取得の情報が活用できますので、それを将来的には利用することを検討していただきたい。これは作業を伴いますので、汗を流していただくことになるかと思えます。

2点目が「サービス活動の把握について」で、本調査は業種特性を明らかにすることを目的としているけれども、どんな事項を調査したら特性が把握できるか、これについては調査票が19種類にものぼり、限られた時間で議論することはできませんでした。それから、本調査の行政上の利用目的の一つに、サービス業の生産性向上の前提となる生産性の計測が掲げられていましたが、その際、サービスの産出をどう評価して捉えるか。これについてもご意見が出されましたが、短時間で結論の出る話ではなく、十分な学術的な研究が必要であり、その成果を踏まえる必要がある。それについては、その研究に政府全体で取り組む必要があって、研究体制が早急に構築されることが強く求められるとしています。以上の2点を記してあります。

これとは別に、先程、出口委員からご指摘のあった2点について、部会長からの補足意見として統計委員会で報告しておきたいと思えます。この部会長報告の案について、いかがでしょうか。サービス活動の把握について、三輪専門委員から、何か更に追加すべきとか、こう修正すべきとか、ご意見があったら是非いただきたいのですが。

(三輪専門委員) あちこちでこういう議論がありまして、多少追加しても、多分、追加的なメッセージは伝わらないと思えますから、これで良いと思えます。

(舟岡部会長) また別の機会に是非それはご披露いただくとしまして、この部会長報告の案については、いかがでしょうか。行政記録についてはかなり焦点を絞って、産業財産権の出願人データ、特に、コンテンツビジネスにおいては大変重要なものでありますので、その活用については是非、中期的な課題として実現に取り組んでいただきたいと思っています。よろしいですか。それでは、本案を統計委員会に報告したいと思えます。

それでは、本日の部会で答申案と部会長報告案について採択されたということで、議題はすべて終わりです。本答申案につきましては、部会長一任の修文をした上で、5月12日に開催予定の第9回統計委員会に諮ることと致します。本日の部会の結果概要についても、答申案と併せて、統計委員会において報告する予定です。

これまで4回に亘る部会審議にご出席・ご協力いただき、有り難うございました。以上で、閉会と致します。